

秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和3年3月

秋 田 県

目次

第1章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

1	計画の趣旨	1
2	基本理念	2
3	計画の基本的事項	
(1)	計画の性格	
(2)	計画の期間	
(3)	基本的な考え方	
(4)	推進体制	
(5)	対象	
(6)	ギャンブル等依存症	3
4	対策の現状及び課題と方向性	
(1)	現状	4
①	取組の現状	
②	県内の公営競技及びぱちんこ営業所	5
③	正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供	
a	公営競技団体・ぱちんこ業者団体	
b	精神保健福祉センター	
c	自助グループをはじめとする民間団体	
④	相談	6
a	公営競技団体・ぱちんこ業者団体	
b	精神保健福祉センター・保健所	
c	消費生活相談窓口（多重債務等の相談窓口）	7
d	その他の関係機関等	8
⑤	治療	
⑥	回復支援	
a	精神保健福祉センター・保健所	
b	自助グループをはじめとする民間団体	
c	その他の関係機関等	10
⑦	連携協力体制	11
a	依存症支援体制連携会議	
b	あきた依存症ネットワーク	
c	秋田県多重債務者対策協議会	12
(2)	課題と方向性	13
①	正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供	
②	相談支援体制の強化	
③	治療体制の充実	
④	回復支援の機会の確保	
⑤	連携協力体制の構築	

第2章 具体的な取組

1 公営競技団体・遊技団体の取組	14
(1) 公営競技団体	
① 公営競技の共通相談窓口	
② 競馬	
③ 競輪・オートレース	
④ 競艇	15
(2) 遊技団体	
2 相談・治療・回復支援等	16
(1) 正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供	
① 県民への普及啓発	
② 消費者への普及啓発	
③ 学校教育等による児童生徒等への普及啓発	17
(2) 相談支援体制の強化	
① 相談拠点	
② 相談窓口	
(3) 治療体制の充実	18
① 依存症専門医療機関	
② ギャンブル等依存症の診療、回復支援プログラムを実施する医療機関	
(4) 回復支援の機会の確保	
① 精神保健福祉センター	
② 保健所	19
③ 自助グループをはじめとする民間団体	
④ その他の関係機関等	
(5) 連携協力体制の構築	20
① 相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	
② 多重債務問題等への取組	
a 多重債務・貧困	
b 虐待・DV	21
c 自殺	
資料編	
① ICD-10	22
② DSM-5	
③ SOGS	23
④ GAによる20の質問	
⑤ SAT-G	24
⑥ ギャンブル等依存症問題の相談及び回復支援の窓口	25
⑦ ギャンブル等依存症の診療、回復支援プログラムを実施する医療機関	29

第1章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

1 計画の趣旨

平成30年10月、「ギャンブル等依存症対策基本法（以下「基本法」という。）」が施行された。基本法第6条は、地方公共団体の責務として「その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定し、第13条第1項では、都道府県が「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することを努力義務としている。

県内には、公営ギャンブルの競技場は開設されていないが、場外券販売所は、競馬、競輪、オートレース、競艇の各公営競技団体が設置しているほか、インターネットでも券が購入できる。また、ぱちんこ営業所は、県内に103店舗（令和3年3月1日現在）ある。

ギャンブル等をする人の中には、ギャンブル等にのめり込み、日常生活、社会生活に支障を生じる「ギャンブル等依存症」を発症する人が一定程度存在する。ギャンブル等依存症は、脳内の報酬系といわれる神経伝達物質の異常により、ギャンブルを続けたいという衝動がおさえられず、やめたくてもやめられない状態となる病気である。このため適切な治療により回復が可能であるが、本人が病識を持ちにくいことから必要な医療や支援を受けられていないことが多い。

また支援の入口となる相談窓口の情報が本人及びその家族に届いていないことや、ギャンブル等依存症に関わる支援者の連携が不十分である等の理由により、本人やその家族が必要な治療及び支援を受けられていない場合がある。相談、治療、回復支援に関わる各関係者は、各段階に応じた役割を担うとともに、関わりを持った本人や家族に必要な支援につなぐため、連携した対応が必要とされる。

連携した対応に当たっては、ギャンブル等依存症対策は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することがあり、これらの問題に関連する支援者の連携なくして問題の解決は困難である。さらに、予防の観点から、広く一般に向けての啓発活動を行うと同時に、特に若い世代に対し、ギャンブル等依存症に対する関心と理解を深める機会を作ることが有効と考えられる。

本計画の策定に当たっては、学識経験者、医師、弁護士、公営競技・遊技団体、支援者団体、行政の関係機関による「秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会」において意見を交換し、集約した。委員の皆様へ感謝を申し上げますとともに、本計画の策定を機に関係者がさらに連携を深め、本人及びその家族の回復のため、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することとする。

2 基本理念

- (1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復支援を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。
- (2) ギャンブル等依存症は、アルコール依存症や薬物依存症との関連があるほか、ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症問題に関する施策との有機的な連携を図る体制を整備し、問題の解決に資する。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の性格

本計画は、基本法第13条第1項の規定による都道府県計画として策定する。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

(3) 基本的な考え方

- ① 多機関の連携・協力により総合的に取組を推進する。
- ② 重層的かつ多段階的に取組を推進する。
- ③ 計画期間の最終年度に対策の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(4) 推進体制

本計画に関する事項は、秋田県精神保健福祉審議会に報告する。

(5) 対象

本計画の対象とするギャンブル等は、法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ営業所に係る遊技とする。また、ギャンブル等の形態を問わず、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態についても対象とする。

※ ギャンブル等とは、法律の定めるところにより行われる競馬、競輪、オートレース、競艇、ぱちんこ営業所に係る遊技その他の射幸行為（宝くじやスポーツ振興くじ等）をいう。

(6) ギャンブル等依存症

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活・社会生活に支障が生じている状態をいう。

【悪影響の例】

- ・睡眠や食事がおろそかになる。
- ・嘘をついて家族との関係を悪化させる。
- ・仕事や学校を休みがちになる。
- ・隠れて借金をしたり、お金を工面するために手段を選ばなくなる。

(出典：厚生労働省のホームページ <https://www.izonsho.mhlw.go.jp/izonsho.html>)

【ギャンブル等依存症の診断基準】

I C D - 1 0 (疾病及び関連保健問題の国際総計分類第10回改訂：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems, Tenth Revision (資料編①))

D S M - 5 (精神疾患の診断・統計マニュアル第5版：Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, fifth edition (資料編②))

S O G S (サウスオークス・ギャンブル・スクリーン：South Oaks Gambling Screen (資料編③))

【自助グループの基準】

G A による20の質問 (ギャンブラーズ アノニマス：Gamblers Anonymous (資料編④))

4 対策の現状及び課題と方向性

(1) 現状

これまで行政、公営競技・遊技団体、自助グループをはじめとする民間団体等では、次の体系により、ギャンブル等依存症対策に取り組んできた。

① 取組の現状

取組	内容	主体	関係機関等
正しい理解の普及啓発・相談体制に係る情報提供	チラシ、ポスター、ホームページ等による広報 研修会の開催	行政	精神保健福祉センター 保健所 生活センター 市町村（福祉保健、消費生活所管課）
		公営競技団体	競馬、競輪、オートレース、競艇の事業者
		遊技団体	ぱちんこ業者団体
		民間団体	自助グループ、家族会
相談	相談の受付（面談、電話、メール）	行政	精神保健福祉センター 保健所 生活センター 市町村（福祉保健、消費生活所管課） 法テラス
		公営競技団体	競馬、競輪、オートレース、競艇の事業者
		遊技団体	ぱちんこ業者団体
		民間団体	自助グループ、家族会 秋田弁護士会
治療	治療回復プログラムの実施	医療機関	資料編⑦ギャンブル等依存症の診療、回復支援プログラムを実施する医療機関を参照
回復支援	回復プログラムの実施 社会復帰支援	行政	精神保健福祉センター 保健所 保護観察所 ハローワーク
	ミーティングの実施 勉強会の開催 社会復帰支援	民間団体	自助グループ、家族会 依存症の社会復帰援助施設 更生保護法人
連携	依存症支援体制連携会議	行政	精神保健福祉センター 保健所 秋田県障害福祉課 秋田保護観察所
		医療機関	医療機関
		教育機関	秋田大学
		民間団体	自助グループ、家族会
	あきた依存症ネットワーク	民間団体	自助グループ、家族会
秋田県多重債務者対策協議会		行政	県関係部局（県民生活課、生活センター、税務課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、保健・疾病対策課、産業政策課、建築住宅課、教育庁総務課、高校教育課、県警本部広報聴課、生活環境課）
		民間団体	秋田弁護士会 秋田県司法書士会

② 県内の公営競技及びぱちんこ営業所

県内に公営競技場はないが、場外券販売所は、競馬3か所、競輪2か所、オートレース2か所、競艇2か所が開設されている。ぱちんこ営業所は103店舗である。

令和元年度の入場者数（延べ）

（単位：人）

競馬	テトラック横手	171,253
	テトラック山本	22,788
	D i k k 秋田	8,322
競輪	サテライト男鹿	72,133
	サテライト六郷	103,877
オートレース	サテライト男鹿	10,820
	サテライト六郷	8,680
競艇	ボートピア河辺	112,475

（令和3年3月1日現在）

県内のぱちんこ営業所数	103 店舗
-------------	--------

③ 正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供

公営競技団体、ぱちんこ業者団体、行政、自助グループをはじめとする民間団体は、チラシ、ポスター、ホームページ等による広報により、ギャンブル等へののめり込みに対する注意喚起、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発、相談窓口の情報提供を行っている。

a 公営競技団体・ぱちんこ業者団体

- ・キャッチフレーズを広告等に合わせて掲載

<キャッチフレーズ、相談窓口等及び広告掲載の例>

- ・のめり込みに注意しましょう。
- ・パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。

【認定特定非営利活動法人ぱちんこ依存問題相談機関リカバリーサポート・ネットワーク】(<http://rsn-sakura.jp/>)

（出典：全日本遊技事業協同組合連合会）

b 精神保健福祉センター

- ・ホームページによる情報提供
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/32136>)
ギャンブル等依存症の正しい理解
来所相談、回復支援プログラムの案内
自助グループをはじめとする民間団体の情報（活動日、会場、連絡先）

c 自助グループをはじめとする民間団体

- ・チラシ・リーフレットの配布、ホームページの開設（活動内容の紹介、活動日、会場、連絡先）
- ・研修会、セミナーの開催

④ 相談

公営競技団体、ぱちんこ業者団体、行政、自助グループをはじめとする民間団体のほか、ギャンブル等依存症問題に関わる各支援者が相談に応じている。（資料編⑥ギャンブル等依存症問題の相談及び回復支援の窓口）

a 公営競技団体・ぱちんこ業者団体

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」（全国公営競技施行者連絡協議会が開設する相談窓口）電話相談、メール相談
(<http://www.koeikyogi.jp/addiction/gcc.html>)
- ・一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（電話相談）
- ・公益財団法人JKAお客様相談コーナー（競輪、オートレース）
- ・「ギャンブル等依存症相談窓口」（競馬）
- ・「お客様窓口」（競艇）
- ・「リカバリーサポートネットワーク」（ぱちんこ等の全国相談窓口）電話相談

b 精神保健福祉センター・保健所

ア 精神保健福祉センター

精神保健福祉センターでは、平成30年度にホームページをリニューアルするとともに、ギャンブル等依存症回復プログラム（SAT-G）を開始したことにより、相談件数が増加している（資料編⑤SAT-G）。

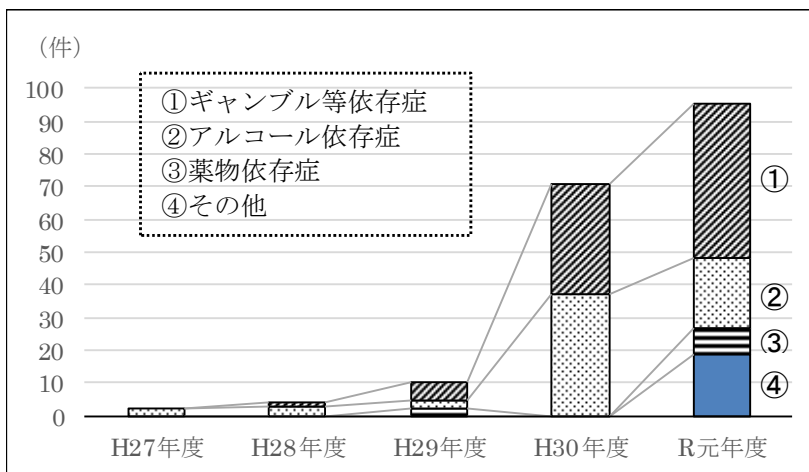
ストレス、うつ等の全般的な相談を受け付ける「こころの電話相談」においても、ギャンブル等依存症問題に関連する相談に応じている。

※ SAT-G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）

(Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder)
は、主に「自身のギャンブル問題の整理」「ギャンブル障がいの理解」「ギャンブルの再開防止に向けた具体的対処と今後への備え」をワークブックを用いて学ぶ。個別面接又はグループ面接により、全5回及びアンコール1回、毎月

1回程度、1回1から2時間で実施。

【精神保健福祉センターにおける依存症の相談件数（延べ）】



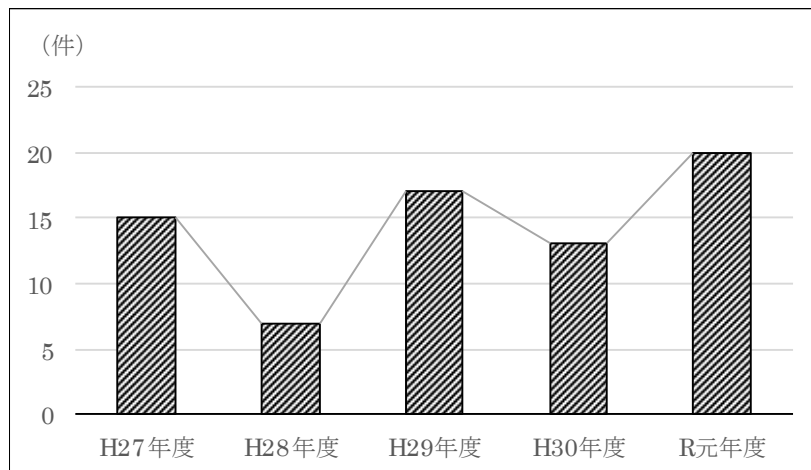
イ 保健所

保健所では、精神保健相談窓口において依存症の相談を受けている。保健師による電話や来所相談、家庭訪問、医師による来所相談を実施している。

c 消費生活相談窓口（多重債務等の相談窓口）

生活センター及び各市町村の相談窓口では、多重債務問題を含む消費生活相談には、「多重債務者相談の手引き」、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（金融庁・消費者庁）に基づき対応している。生活センター及び各市の消費生活相談窓口における令和元年度のギャンブル等に関連する相談件数は、20件であった。相談者は、本人と家族・知人が半数ずつで、要因は、ばちんこが最も多く、次いで競馬となっている。内容は、多重債務が最も多く、次いで生活困窮となっている。

【生活センター・市の消費生活相談窓口におけるギャンブル等関連の相談件数（延べ）】



d その他の関係機関等

ギャンブル等依存症問題の相談を受け付けている次の関係機関等をはじめとする団体等が活動している。

- ・法テラス (<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/akita/index.html>)

多重債務や貧困に関連する法律相談を受け付けており、自殺防止や犯罪抑制につながる助言その他の活動をしている。ギャンブル等依存症の疑いのある方から相談があったときは、回復支援の関係機関を紹介している。

- ・秋田弁護士会 (<https://akiben.jp/>)

多重債務や貧困に関連する法律相談を受け付けており、自殺防止や犯罪抑制につながる助言その他の活動をしている。県内の関係機関を会場とする出張法律相談を定期的実施している。

- ・秋田なまはげの会 (<http://namahage.lekumo.biz/>)

多重債務、ローン、生活苦等の相談を受け付けるボランティア団体。相談内容に応じて、弁護士、司法書士の協力を得る。借金の解決法だけでなく、家計管理など生活の再生を図る。

⑤ 治療

県内においては、診療や回復プログラムを使った治療を受けられる医療機関が限られている状況がある。(資料編⑦ギャンブル等依存症の診療、回復支援プログラムを実施する医療機関)

⑥ 回復支援

a 精神保健福祉センター・保健所

精神保健福祉センターでは、平成30年度からギャンブル等依存症回復プログラム(S A T-G)を開始している。このプログラムを保健所等においても実施する体制を整備するため、研修を進めている。

b 自助グループをはじめとする民間団体

自助グループをはじめとする民間団体は、本人やその家族が自分の考えや悩み等を語り、経験を共有するミーティングや勉強会を開催している。

【自助グループをはじめとする民間団体】

団体名	活動内容
G A (依存症当事者の会)	ミーティングの定期開催
NPO 法人コミファ (依存症家族の会)	勉強会、ミーティングの定期開催、家族等への相談支援
秋田アクション問題を考える会	ミーティングの定期開催

特定非営利活動法人秋田マック	社会復帰援助施設の運営及びミーティングの定期開催
----------------	--------------------------

ア GA (ギャンブル等依存症当事者の会 : Gamblers Anonymous)

(<http://www.gajapan.jp/jicab-ga.html>)

依存症当事者の会であるGAは、週に1～2回ミーティングを行っている。ミーティングはテーマや回復プログラムに沿って進められる。全ての参加者が「言いつばなし、聞きつばなし」とし、話す内容は本人に委ねられる。ミーティングに興味のある人は誰でも参加することができ、依存症を理解するための社会資源としての役割を果たしている。ミーティング内で見聞きしたことは口外しないというルールがあり、参加者のプライバシーが尊重される。会費はなく、自由参加である。ミーティングに参加するきっかけは、GAのホームページ等インターネットの情報、他機関からのつなぎ、家族の勧めとなっている。

イ NPO 法人 コミファ : 依存症家族の会

(<http://www.comi-fa.com/>)

依存症家族の会であるNPO法人コミファは、ギャンブル等依存症に限定した勉強会・ミーティングを月1回行うほか、家族等への相談支援を行っている。ミーティング内で見聞きしたことは口外しないというルールがあり、参加者のプライバシーが尊重される。活動に参加するきっかけは、精神保健福祉センター、保健所その他の関連団体等からの紹介となっている。また、借金問題へ対応するため弁護士と連携している。

ウ 秋田アディクション問題を考える会 : 依存問題に係る当事者及び家族の会

(<http://www.antiaddiction.net/akita/index.html>)

秋田アディクション問題を考える会は、県内7地区(秋田市、大仙市、鹿角市、横手市、北秋田市、由利本荘市、湯沢市)各々で、月1回ミーティングを実施している。ミーティングには、ギャンブル等依存症のほか、アルコール依存症、薬物依存症の当事者、その家族が出席している。また、支援事業者や行政の職員等誰でも参加することができる。ミーティング内で見聞きしたことは口外しないというルールがあり、安心して話すことができるよう配慮している。ミーティングに出席するきっかけは、医療機関、精神保健福祉センター、弁護士、地域包括支援センターからの紹介となっている。近年、出席者が増加している。

【秋田アディクション問題を考える会の開催状況】

	参加者数	開催地区・回数
平成29年度	321人	6地区 延べ30回
平成30年度	738人	7地区 延べ73回
令和元年度	861人	7地区 延べ81回

※平成29年度は、11月から3月までの合計。

エ 特定非営利活動法人秋田マック（アルコール・その他の依存症の社会復帰援助施設：Maryknoll Alcohol Center）

(<http://park6.wakwak.com/~akitamac/>)

秋田マックは、利用者の依存症からの回復と社会復帰を支援する施設である。毎日2回のミーティングを行い、1回のミーティングの出席者は10人程度で、ギャンブル等依存症とアルコール依存症の両方に該当する人もいる。また、依存症者と自助グループを繋ぐ中間施設でもある。自立した依存症者には自助グループ（AA（アルコール依存症の匿名当事者の会：Alcoholics Anonymous）やGAなど）への参加が、依存を止め続ける力になる。ミーティングに出席するきっかけは、精神科病院、各市町村の保健福祉所管課、保護観察所、更生保護法人、当事者の同士の紹介、家族の勧め、インターネットの情報、講習会での広報による認知となっている。会員数は40人程度。更生保護法人秋田至仁会と連携したミーティングも実施している。

c その他の関係機関等

ギャンブル等依存症問題の回復支援を行っている次の関係機関等をはじめとする団体等が活動している。

ア 秋田保護観察所

秋田保護観察所は、県内の保護司、協力雇用主、更生保護法人秋田至仁会や特定非営利活動法人あきた結いネットと連携し、犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とする更生保護の諸活動を実施している。法務省所管。

イ 更生保護法人秋田至仁会

更生保護法人秋田至仁会は、犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とする宿泊施設。依存症に特化した施設ではないが、ギャンブル等が犯罪等に影響していると疑われる入所者に対して、「GAの20の質問」を用いて自己評価を実施し、精神保健福祉センター発行の「アルコール・薬物・ギャンブル依存等の自助グループ一覧」を提供して社会資源があることを紹介している。秋田マックとの合同ミーティングを開催。ギャンブル等依存症問題を抱える保護観察中の方の支援にも取り組んでいる。

ウ 特定非営利活動法人あきた結いネット

(<https://akitayuinet.jimdo.com/>)

身元保証事業、保護観察所と連携しながら住む場所のない罪を犯した方の自立を支援する自立支援ホームの運営、障害者グループホームの運営、障害者の就労支援事業等を行っている。ギャンブル等依存症問題を抱える保護観察中の方の支援にも取り組んでいる。

エ 労働局・ハローワーク

ハローワークにおいては、求職者がギャンブル等依存症であっても、本人に自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があることに留意し、ギャンブル等依存症患者に対して本人の希望を踏まえた就労支援を行っている。

⑦ 連携協力体制

a 依存症支援体制連携会議

依存症支援体制連携会議は、本県の依存症支援に関わる人材育成の基盤づくりと関係機関の連携強化を図るため、依存症に関する支援体制について協議及び意見交換等を行うことを目的としている。

<構成機関>

- ・秋田大学
- ・杉山病院
- ・秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ・秋田アディクション問題を考える会
- ・一般社団法人秋田ダルク（薬物依存症からの回復と社会復帰支援を行う回復支援施設：Drug Addiction Rehabilitation Center）
- ・秋田断酒連合会
- ・特定非営利活動法人秋田マック
- ・NPO法人コミファ（依存症家族の会）
- ・秋田保護観察所
- ・県・市保健所
- ・秋田県障害福祉課
- ・精神保健福祉センター

b あきた依存症ネットワーク

(<http://antiaddiction.net/>)

県内で活動している様々な依存症の自助グループや、関連機関とのネットワークを構築し、①関係機関や団体との情報交換 ②関係機関や団体との連携や協働 ③依存症の正しい知識の普及と回復に関する研修会等をはじめとする諸活動を目的として、平成30年に設立された。

<構成機関>

- ・秋田アディクション問題を考える会
- ・一般社団法人秋田ダルク ・特定非営利活動法人秋田マック
- ・秋田県断酒連合会 ・G A
- ・N P O 法人コミファ（依存症家族の会）
- ・A A
- ・N A（薬物依存の匿名当事者の会：Narcotics Anonymous）
- ・A C A（アルコール依存または機能不全家庭で育った人の匿名当事者の会：
Adult Children Anonymous）

c 秋田県多重債務者対策協議会

県、警察、秋田弁護士会、秋田県司法書士会が、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務問題について連携強化を図り、相談業務の充実や専門機関とのネットワークづくりを支援することを目的としている。

<構成機関>

- ・県関係部局（県民生活課、生活センター、税務課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、保健・疾病対策課、産業政策課、建築住宅課、教育庁総務課、高校教育課、県警本部広報広聴課、生活環境課）
- ・秋田弁護士会
- ・秋田県司法書士会
- ・市長会、町村会（事務局員）

(2) 課題と方向性

これまでの県内でのギャンブル等依存症対策を踏まえ、今後取り組むべき課題と取組の方向性を、次の5つの項目に基づき整理する。

① 正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供

ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る病気である。適切な治療により回復可能であるにもかかわらず、一般社会に病気に対する正しい知識が普及していないことや、本人が病識を持ちにくいこと、相談窓口の情報が本人及びその家族に届いていないこと等から支援の入口となる相談に結びついていない現状がある。そのことを踏まえ、正しい知識の普及啓発及び相談体制に関する情報提供を進める。

② 相談支援体制の強化

相談支援は、公営競技団体、ぱちんこ営業者団体、精神保健福祉センターや保健所のみならず、ギャンブル等依存症問題に係る様々な関係機関等により、主体的に実施されてきた。今後、相談体制のさらなる充実を図るとともに、各々の相談支援体制を強化し、支援を継続するための関係職員研修を行い、スキルアップを図っていく。

③ 治療体制の充実

身近な地域におけるギャンブル等依存症の治療体制の充実に寄与するため、ギャンブル等依存症の治療が可能となる医療機関の拡大のために必要な調整を行う。

④ 回復支援の機会の確保

精神保健福祉センターが中心となって実施している回復支援プログラム等を保健所や医療機関に普及し、本人やその家族が回復支援プログラム等を受ける機会の確保を図る。また、自助グループをはじめとする民間団体の活動が、回復支援に重要な役割を果たすことから、精神保健福祉センターや保健所の活動と連携を深めつつ、その活動の拡大を支援する。

⑤ 連携協力体制の構築

ギャンブル等依存症問題に係る関係機関等の連携が、施策の効果的な実施に資することを踏まえ、連携協力体制の構築を進める。

第2章 具体的な取組

ギャンブル等依存症に関する課題と方向性（第1章4-(2)）に対し、ギャンブル等依存症問題に関連する業務に従事する者は、本人やその家族が必要な支援を受けられるように、互いに連携を図りつつ、次の施策を講じるものとする。

1 公営競技団体・遊技団体の取組

公営競技団体・遊技団体は、射幸心をあおるものにならないような広告の作成、相談、治療につなげる取組、従業員教育等を実施するとともに、ギャンブル等依存症問題に関連する相談窓口との連携した取組を推進する。

(1) 公営競技団体

① 公営競技の共通相談窓口

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」によるギャンブル等へののめり込みに関する不安や悩みを受け付ける相談の実施及び窓口を周知する。

② 競馬

- ・「ギャンブル等依存症相談窓口」をホームページや競走番組表（出馬表）において周知する。
- ・本人及び家族の申告による入場制限を実施する。
- ・本人及び家族からの申告に基づくインターネット投票制限及び利用額制限を実施する。
- ・未成年者による馬券投票券の購入を防止するため場内モニターや場内放送での注意喚起及び警備員による声かけ、年齢確認を実施する。
- ・ATMを非設置とする（岩手競馬組合が総括している秋田県内の場外馬券場において、ATMは設置されていない。引き続き非設置に取り組む。）。
- ・全国統一キャッチコピー「馬券は20歳になってから。程よく楽しむ大人の遊び。」をグレードレース告知ポスター、新聞広告、競走番組表（出馬表）に掲示する。
- ・全国公営競馬主催者協議会の啓発用ポスターを掲示する。
- ・精神保健福祉センターから講師を招き、従業員に対する研修会を実施する。

③ 競輪・オートレース

- ・公益財団法人JKA（Japan Keirin Autorace foundation）、全国競輪施行者協議会、他のサテライト競技場と連携しながら相談事業を中心とした取組を推進する。
- ・サテライト六郷、サテライト男鹿の公式ホームページにおけるギャンブル等依存症相談窓口を周知する。
- ・場内でのチラシ配布、ポスター掲示、大型スクリーンによる相談窓口の普及啓発を

実施する。

- ・ サテライト六郷、サテライト男鹿が開設する「ファン相談窓口」を周知する。
- ・ 未成年者による勝者投票券の購入を防止するため、警備員による声かけ、年齢確認を実施する。
- ・ 従業員に対するギャンブル等依存症に関する正しい知識等の研修を実施する。

④ 競艇

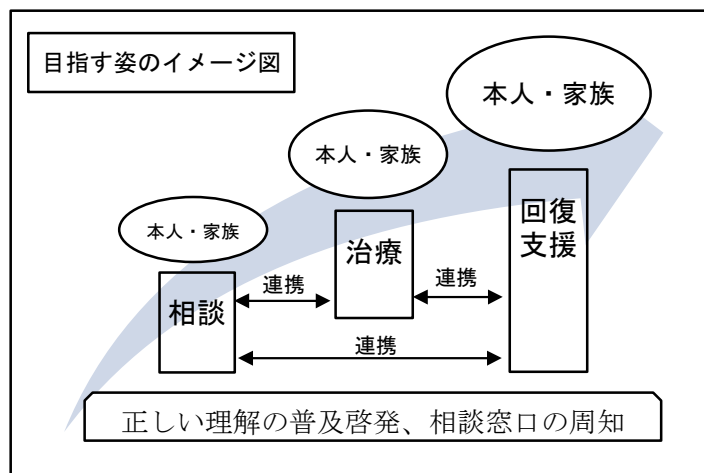
- ・ ボートピア河辺は、相談窓口を設置し、周知に努める。
- ・ 全国公営競技施行者連絡協議会の啓発用ポスターを掲示する。
- ・ 相談員を対象とする業界主催の研修会へ参加する。

(2) 遊技団体

- ・ ぱちんこ営業者団体、遊技機製造業者団体、遊技機販売業者団体等からなる「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」が、基本法を踏まえて令和元年12月に策定した「パチンコ依存症問題対策基本要綱」、「パチンコ・パチスロ産業依存症問題対策要綱」、「パチンコ店における依存症問題対策ガイドライン」に基づき、関連施策を実施する。
- ・ 認定NPO法人「リカバリーサポート・ネットワーク」の相談体制の強化及び同ネットワークによる支援を実施する。
- ・ ぱちんこ営業所の従業員が、ぱちんこへののめり込みに関する基礎知識を習得する講習会を受講し、客に対してギャンブル等依存症問題への適切な情報提供等をする「安心安全パチンコ・パチスロアドバイザー制度」を充実する。
- ・ ぱちんこ営業所は、「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」が作成、公表する依存症問題対策実施状況報告書について、第三者機関である「パチンコ・パチスロ産業依存症対策有識者会議」が行う評価・提言を積極的に活用し、対策の一層の推進に資する。
- ・ ギャンブル等依存症の防止を啓発する広告、宣伝を推進する。
- ・ 18歳未満の可能性があると認められる者の入店時の年齢確認書類による確認対応及び広告物による立入禁止対策を徹底する。
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間における普及啓発を実施する。
- ・ 営業所のATM機等の撤去等を実施する。
- ・ 客が自ら使用する金額やぱちんこ等を行う時間の上限を設定し、それを超過した場合に従業員が知らせる等の自己申告プログラムや、家族が本人の入場制限を申し込み、本人が来店した場合にぱちんこ営業所が退店を促す声かけをする家族申告プログラムの普及と改善を行う。
- ・ 旧規則機等（高射幸性回胴式遊技機等）の計画的な撤去を実施する。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく「出玉規制」等、過度な遊技の抑制を実施する。

2 相談・治療・回復支援等

ギャンブル等依存症対策に関する正しい知識の普及啓発及び相談窓口の周知を図るとともに、相談、治療回復支援の各関係者が各々の役割を担い、かつ、連携した取組により本人とその家族を支援の網に取り込む。



(1) 正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供

県民に対するギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発のほか、消費者及び児童生徒等の対象を明確にした情報提供及び教育を行う。

① 県民への普及啓発

ギャンブル等依存症は病気であり、誰でもなる可能性があること、適切な治療により回復が可能であること等、正しい知識の普及を図る。周囲にギャンブル等依存症かもしれない人及びその家族がいた場合、本人を責めない等適切な対応をし、相談窓口等へつなぐことが大切である。

- ・リーフレット、県のホームページ等による正しい知識の普及啓発及び相談窓口の周知を行う。
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～5月20日）における普及啓発を行う。

② 消費者への普及啓発

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るため借金を重ね、本人とその家族の生活に多大な支障を生じさせる場合もある。ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務は、家族から相談を受けることも多いことから、様々な機会を捉えて、本人のみならず家族に対する普及啓発を図ることが重要である。

- ・消費者向け啓発講座、講演会、出前講座等を活用したギャンブル等依存症に対する理解促進、相談窓口の情報提供を行う。
- ・消費生活相談における情報提供・専門機関等の紹介を行う。
- ・家族が気を付けるべきポイントを明記した啓発用資料（チラシ、ポスター等）を活用した消費生活相談窓口における注意喚起を行う。

③ 学校教育等による児童生徒等への普及啓発

ギャンブル等を行うことができる年齢に達する前の児童生徒等に対して、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を普及することが、ギャンブル等依存症の予防に有効であることに鑑み、次の取組を行う。

- ・学校教育における指導について、平成30年3月公示の高等学校学習指導要領の保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症問題その他の精神疾患を取り上げ、令和4年度の入学生より実施されることから、高等学校の教職員に対する指導内容の周知を図る。
- ・保健学習におけるギャンブル等依存症の正しい知識の習得を図る。
- ・教職員・児童生徒・保護者を対象とした研修会を開催する。
- ・インターネットを介したゲームの中には、課金等により射幸性の高いものが含まれることに留意する。加えて、ゲーム依存からギャンブル等依存症に誘導されないように注意する必要がある。

(2) 相談支援体制の強化

本人やその家族が必要な治療や支援を受けられるように各相談機関が連携協力体制に参画し、相談窓口・医療機関の情報や課題を共有し、相談支援体制の強化を図るため、次の取組を行う。

① 相談拠点

- ・精神保健福祉センターが全県の相談拠点となり、保健所が地域における身近な相談拠点となる支援体制を構築する。
- ・国の「依存症支援体制整備事業」を活用した相談機関の人材育成、相談技術の向上、自助グループ等との連携強化を推進する。
- ・関係機関で構成する「依存症支援体制連携会議」において、本人や家族の支援体制について協議する。
- ・医療機関、保健所の職員、自助グループをはじめとする民間団体の関係者を対象とする研修会を開催する。
- ・「支援者のための依存症支援ガイドブック」の活用促進による支援の質の確保を図る。

② 相談窓口

- ・ギャンブル等依存症問題に関連する相談機関が連携し、相談者を支援のネットワークに取り込む取組を行う（資料編⑥「ギャンブル等依存症問題の相談及び回復支援の窓口」）。
- ・公営競技団体、ぱちんこ営業者団体による相談窓口を開設する。
- ・県主催の研修会や公営競技団体、ぱちんこ営業者団体、民間団体等による自主的な

研修会の開催及び研修会への参加による相談対応力の向上を図る。

- ・消費生活相談員を対象とした研修機会の確保や、ギャンブル等依存症への対応マニュアルの浸透を図る。
- ・相談窓口の認知度向上や潜在的な相談者の掘り起こし等を目的とする「多重債務者相談強化キャンペーン」に合わせた、県や市町村、弁護士会、司法書士会による無料相談会を実施する。

(3) 治療体制の充実

本人がその状態に応じた適切な医療を受けられるよう次の取組を行う。

① 依存症専門医療機関

- ・県は、精神科を標榜する医療機関に対し、依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症の診断、治療を担う中核的医療機関）の選定要件となる国が定める研修の情報提供を行う。
- ・県は、選定要件を満たした医療機関を選定する。

<選定要件>

精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上配置し、入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行い、国が指定する研修を終了した医師及び看護師等が配置され、自助グループをはじめとする民間団体との連携が図られていること等。

（出典：秋田県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要綱）

- ・精神保健福祉センターによる医療機関を対象とする研修会を開催する。

② ギャンブル等依存症の診療、回復支援プログラムを実施する医療機関

- ・県は、診療、回復支援プログラムが実施されている医療機関の情報提供を行う。（資料編⑦「ギャンブル等依存症の診療、回復支援プログラムを実施する医療機関」）

(4) 回復支援の機会の確保

精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症からの回復支援プログラムの実施及び保健所、医療機関等への普及を推進し、本人やその家族が回復支援プログラム等を受ける機会の確保を図る。また、自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動が、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担うことに鑑み、自助グループをはじめとする民間団体との連携を図り、本人やその家族が必要な支援を受けられるよう次の取組を行う。

① 精神保健福祉センター

- ・SAT-G（本人向けの回復支援プログラム）による本人支援を行う。

- ・家族支援のプログラム等を活用した支援を行う。
- ・回復支援ツール普及のための研修を実施する。
- ・出張事例検討会等を実施する。
- ・保健所等の地域の相談機関への技術支援を行う。
- ・家族支援の場において、本人やその家族の自助グループ等につなぐ働きかけを行う。

② 保健所

- ・精神保健相談窓口において依存症相談を受け付ける。
- ・精神保健相談窓口における依存症相談に関する情報を広く発信する。
- ・S A T - Gを実施するための研修の受講及び研修を受講した職員による実施を推進する。
- ・家族支援のプログラム等を活用した支援を行う。
- ・家族支援の場において、本人やその家族の自助グループ等につなぐ働きかけを行う。

③ 自助グループをはじめとする民間団体

- ・自助グループをはじめとする民間団体は、自分の考えや悩み等を語り、経験を共有するミーティングや勉強会を開催し、ギャンブル等依存症からの回復を支援する。
- ・自助グループをはじめとする民間団体の情報を医療機関、各相談窓口、県のホームページにおいて提供することにより、本人及びその家族への情報の訴求力の向上を図り、本人及びその家族を支援の網に取り込むための取組を推進する。

④ その他の関係機関等

就労支援や金銭管理等の生活支援を通じて回復支援に取り組んでいる次の関係機関等をはじめとする団体等が活動している。

a 秋田保護観察所

- ・保護観察の類型別処遇による類型別区分に「ギャンブル」を設け、状態に応じ適切に対応する。
- ・更生保護法人秋田至仁会や特定非営利活動法人あきた結いネットと連携した支援を実施する。

b 更生保護法人秋田至仁会

- ・秋田保護観察所と連携し、保護観察中のギャンブル等依存症患者を受け入れる。
- ・特定非営利活動法人秋田マックと合同ミーティングを開催する。

c 特定非営利活動法人あきた結いネット

- ・賃貸住宅契約時、入院、施設入所時の身元保証や、金融機関へ代理人の届け出をした上での財産の管理を行う。
- ・住宅の確保が困難な人に法人で借り上げた住宅の一室を貸与し、入居後は生活相

談、金銭管理、就職活動等の支援を実施する。

- ・障害者が共同生活する住居（グループホーム）を運営する。
- ・秋田保護観察所と連携し、保護観察中のギャンブル等依存症患者を受け入れる。

d ハローワーク

- ・ギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、精神保健福祉センター等の専門機関より講師を招いた研修を実施し、各相談機関との連携等を図りながら適切に就労支援を実施する。

(5) 連携協力体制の構築

これまでギャンブル等依存症の支援者は、相談・治療・回復支援の各段階に応じた取組を推進するほか、精神保健福祉センターを中心とした支援体制や、秋田アディクション問題を考える会を中心とした自助グループ等による連携体制「あきた依存症ネットワーク」、秋田県多重債務者対策協議会における関係機関相互の連携強化等に取り組んできた。支援者がそれぞれの取組を強化し、かつ、連携することにより、重層的かつ多段階的な支援体制を構築し、本人及びその家族を支援の網に取り込むことが大切である。

① 相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- ・各支援者がお互いの役割を認識し、連携を深めることにより、適切な支援者へ円滑につなぐ体制を整備する。
- ・精神保健福祉センターを中心とした支援体制、秋田アディクション問題を考える会を中心とした自助グループをはじめとする民間団体による連携体制「あきた依存症ネットワーク」の連携体制の充実強化を図る。
- ・県は、相談拠点の設置、依存症専門医療機関の選定を行う。
- ・各支援者は、初めに相談窓口につながった家族との相談から、本人との相談につながるよう継続的な家族支援に努める。
- ・各相談窓口において、ギャンブル等依存症の疑いのある方がいる場合、治療（医療機関）、回復支援（自助グループ等）に関わる支援者を紹介する等、適切な支援機関へのつなぎに努める。

② 多重債務問題等への取組

a 多重債務・貧困

- ・ギャンブル等依存症に起因する多重債務問題に関する秋田県多重債務者対策協議会における情報共有、連携強化を図る。
- ・「多重債務者相談強化キャンペーン」に合わせた、県や市町村、弁護士会、司法書士会による無料相談会を実施する（再掲）。
- ・ギャンブル等依存症に起因する多重債務相談への的確な対応を確保する。

- ・啓発用資料（チラシ、ポスター等）を活用し、消費生活相談窓口における注意喚起を行う（再掲）。
- ・生活保護の実施機関は、ケースワーカーを、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援を行うことを目的として国が行う研修会に参加させる。また、県は、当該研修会に参加した職員が講師となって県内の生活保護担当ケースワーカーを対象に行う伝達研修等を開催する。
- ・秋田弁護士会が全国一斉生活保護ホットラインを実施し、県及び市の生活保護担当者と連携し、相談者の悩みを解決する中で、情報提供等を行う。

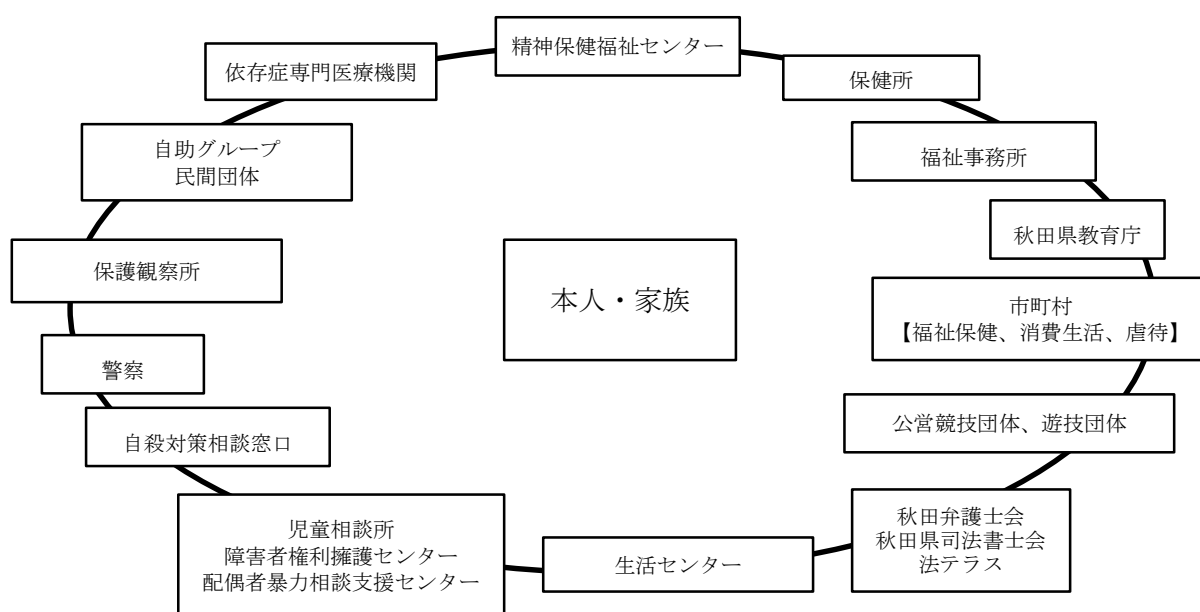
b 虐待・DV

- ・児童相談所、秋田県障害者権利擁護センター、秋田県配偶者暴力相談支援センター及び市町村の虐待相談窓口において、虐待やDVの背景にあるギャンブル等依存症に関し、相談者等に対して適切な支援者に関する情報提供を行う等、支援のネットワークに取り込む取組を実施する。

c 自殺

- ・県、市町村、民間団体による自殺対策相談窓口の利用者にギャンブル等依存症の疑いのある方がいる場合、相談窓口等の情報提供を行う等、支援のネットワークに取り込む取組を実施する。
- ・秋田弁護士会や法テラスの法律相談、秋田弁護士会が9月の自殺予防週間に行う「暮らしとこころの相談会」において、自殺の背景にある多重債務や生活困窮の相談に対応する。

連携協力体制のイメージ



資料編

① ICD-10

F63 習慣および衝動の障害

F63.0 病的賭博

この障害は、社会的、職業的、物質的および家庭的な価値と義務遂行を損なうまでに患者の生活を支配する。頻回で反復する賭博のエピソードから成り立っている。

この障害を有する人びとは、自分の仕事を危機に陥れ、多額の負債を負い、嘘をついたり法律を犯して金を得たり、あるいは負債の支払いを避けたりすることがある。患者たちは、賭博をしたいという強い衝動を抑えることが困難であり、それとともに賭博行為やそれを取り巻く状況の観念やイメージが頭から離れなくなると述べる。これらの没頭や衝動は、生活にストレスが多くなると、しばしば増強する。

この障害はまた強迫賭博と呼ばれるが、この用語は、行動が専門的な意味では強迫ではないし、強迫神経症に関連した障害でもないのであまり適切でない。

診断ガイドライン

本障害の本質的な特徴は、持続的に繰り返される賭博であり、それは貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

〈含〉強迫賭博

【鑑別診断】病的賭博は以下のものと区別されなければならない。

- a. 賭博および賭けごと(Z72.6) (興奮を求めての、あるいは金を儲けようとしての頻回の賭博。このカテゴリーの人びとはひどい損失あるいは他の不利な結果に直面すると、おそらくその習慣を抑制するであろう)。
- b. 躁病患者(F30.-)の過度の賭博。
- c. 社会病質パーソナリティー者(F60.2)の賭博(社会行動のより広い持続的な障害がみられ、攻撃的な行為あるいは他人の幸福や感情に対する関心の著しい欠如を別の形で示す行為として現れる)。

② DSM-5

基準A. 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る継続的かつ反復性の問題賭博行為で、その人が過去12カ月間に以下のうち4つ(またはそれ以上)を示している。

- (1) 興奮を得たいために、掛け金の額を増やし賭博をする欲求。
- (2) 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる。またはいらだつ。
- (3) 賭博をするのを制限する。減らす、または中止したりするなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある。
- (4) しばしば賭博に心を奪われている(例:過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること。または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている)。
- (5) 苦痛の気分(例:無気力、罪悪感、不安、抑うつ)のときに、賭博をすることが多い。
- (6) 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り返しに帰ってくることが多い(「失った金を」深追いする)。
- (7) 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく。
- (8) 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
- (9) 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状態を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。

基準B. その賭博行為は、躁病エピソードではうまく説明されない。

軽度: 4~5項目の基準に当てはまる。 中等度: 6~7項目の基準に当てはまる。 重度: 8~9項目の基準に当てはまる。
--

基準A、基準Bを両方同時に満たす場合「ギャンブル障害」と診断される。

③ SOGS

1. ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしたか。【選択肢 a. しない、b. 2回に1回はする、c. たいていそうする、d. いつもそうする(cまたはdを選択すると1点)】
2. ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがあるか。【選択肢 a. ない、b. 半分はそうする、c. たいていそうする(bまたはcを選択すると1点)】
3. ギャンブルのために何か問題が生じたことがあるか。【選択肢 a. ない、b. 以前はあったが今はない、c. ある(bまたはcを選択すると1点)】
4. 自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
5. ギャンブルのために人から非難を受けたことがあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
6. 自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
7. ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じることもあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
8. ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
9. ギャンブルに使う金に関して、家族と口論になったことがあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
10. 借りた金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
11. ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがあるか。【選択肢 a. ある、b. ない(aを選択すると1点)】
12. ギャンブルに使う金はどのようにして作ったか。またどのようにして借金をしたか。当てはまるものに何個でも○をつける。【選択肢 a. 生活費を削って、b. 配偶者から、c. 親類、知人から、d. 銀行から、e. 定期預金の解約、f. 保険の解約、g. 家財を売ったり質に入れて、h. 消費者金融から、i. ヤミ金融から(○1個につき1点)】

5点以上 「ギャンブル障害」
3点～4点 「問題賭博者」(将来ギャンブル依存症になる危険性が高い人)

④ GAによる20の質問

1. ギャンブルのために仕事や学業がおろそかになることがありましたか？
2. ギャンブルのために家庭が不幸になることがありましたか？
3. ギャンブルのために評判が悪くなることがありましたか？
4. ギャンブルをした後で自責の念を感じることはありませんか？
5. 借金を払うためのお金を工面するためや、お金に困っているときに何とかしようとしてギャンブルをすることがありましたか？
6. ギャンブルのために意欲や能率が落ちることがありましたか？
7. 負けた後で、すぐにまたやって、負けを取り戻さなければと思うことがありましたか？
8. 勝った後で、すぐにまたやって、もっと勝ちたいという強い欲求を感じることはありませんか？
9. 一文無しになるまでギャンブルをすることがよくありましたか？
10. ギャンブルの資金を作るために借金をすることがありましたか？
11. ギャンブルの資金を作るために、自分や家族のものを売ることがありましたか？
12. 正常な支払いのために「ギャンブルの元手」を使うのを渋ることがありましたか？
13. ギャンブルのために家族の幸せをかえりみないようになることがありましたか？
14. 予定していたよりも長くギャンブルをしてしまうことがありましたか？
15. 悩みやトラブルから逃げようとしてギャンブルをすることがありましたか？
16. ギャンブルの資金を工面するために法律に触れることをしたとか、しようと思えることがありましたか？
17. ギャンブルのために不眠になることがありましたか？
18. 口論や失望や欲求不満のためにギャンブルをしたいという衝動にかられたことがありましたか？
19. 良いことがあると2・3時間ギャンブルをして祝おうという欲求がおきることがありましたか？
20. ギャンブルが原因で自殺しようと思えることがありましたか？

7つ以上 当てはまる人は強迫的ギャンブラーの可能性が極めて高い。

ギャンブラーズ・アノニマスはこの20の質問を、自分が強迫的ギャンブラーか否か知りたいという人にさげます。
2010年7月 改正

⑤SAT-G

【表紙】

○SAT-Gは、島根県が開発したギャンブル等依存症に特化した認知行動療法プログラム

○内容

- ・全5回のプログラム
- ・主に「自身のギャンブル等の問題の整理」「ギャンブル等依存症の理解」「ギャンブル等の再開防止に向けた具体的対処と今後への備え」をワークブックを用いて学ぶ。
- ・学んだことを日常生活の中で実践に移していくことで、ギャンブル等にたよらない生活の実現を目指す。

【第1回】あなたのギャンブルについて整理してみましょう

【第2回】引き金から再開にいたる道すじと対処

【第3回】再開を防ぐために

【第4回】私の道しるべ

【第5回】回復への道のり

【アンコールセッション】回復のために～正直さと仲間～

(出典：島根県立心と体の相談センター)



⑥ギャンブル等依存症問題の相談及び回復支援の窓口

ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をギャンブル等依存症問題と捉え、本人とその家族を支援します。独りで悩まず相談することが大切です。

相談窓口	内容	電話番号等	受付時間
保健福祉			
精神保健福祉センター	来所相談、回復支援プログラムを実施	018-831-3946 来所相談予約のみ https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/32136	平日（祝日、年末年始除く） 9:00～16:00
こころの電話相談	ストレス・うつなどの全般的な心の相談	018-831-3939	平日 9:00～16:00 土日祝日（年末年始除く） 10:00～16:00
大館保健所 北秋田保健所 能代保健所 秋田中央保健所 由利本荘保健所 大仙保健所 横手保健所 湯沢保健所 秋田市保健所	心と体に関する一般健康相談 医師による専門相談	0186-52-3955 0186-62-1165 0185-55-8023 018-855-5170 0184-22-4120 0187-63-3403 0182-32-4005 0183-73-6155 018-883-1180	平日（祝日、年末年始除く） 8:30～17:00
自助グループをはじめとする民間団体			
GA 秋田グループ GA 広面グループ	当事者会。ミーティングを実施	018-827-3668 080-3916-7523 http://www.gajapan.jp/jicab-ga.html	
NPO 法人コミファ（依存症家族の会）	家族会。ミーティングや勉強会を実施	080-3272-3233 http://www.comifa.com/	
鹿角アディクション問題を考える会 北秋田アディクション問題を考える会 秋田アディクション問題を考える会 由利本荘アディクション問題を考える会 大仙アディクション問題を考える会 横手アディクション問題を考える会 湯沢アディクション問題を考える会	当事者と家族を対象とするミーティングを実施	0186-23-2111 0186-23-2165 0186-30-1088 080-1840-8027 018-877-6141 http://www.antiaddiction.net/akita/index.html 0184-22-1604 090-7937-4466 090-5837-6281 0183-73-8696	

	特定非営利活動法人秋田マック	依存症の社会復帰 援助施設	018-874-7021 http://park6.wakwak.com/~akitama/c/	
公営競技団体・遊技団体				
	競馬	券の購入にのめり 込んでしまう不安 のある方の相談	0120-321-153 (予 約専用電話) http://www.jra.go.jp/company/social/disorder/	平日(祝日、年末年 始除く) 9:00~20:00
	競輪、オートレース (JKA お客様 相談コーナー)	券の購入にのめり 込んでしまう不安 のある方の相談	(競輪) 03-4226-3522 webmaster@keirin- autorace.or.jp (オートレース) 03-4226-3519 webmaster@autora- ce.jp	平日(祝日除く) 10:00~17:00
	競艇	券の購入にのめり 込んでしまう不安 のある方の相談	018-882-4800 https://www.motoboatracing- association.jp/i nfo/included2.ht ml	競艇開催日の 13:00~17:00
	ぱちんこ等 (リカバリーサポー ト・ネットワーク)	ぱちんこ等への依 存問題の相談	050-3541-6420 http://rsn-sakura. jp/	平日(祝日除く) 10:00~21:30
	公営競技ギャンブル依存症カウ ンセリングセンター(競馬、競輪、オ ートレース、競艇)	券の購入にのめり 込んでしまう不安 のある方とその家 族の相談	0120-321-153 (予 約専用電話) メールでのカウ ンセリング http://www.koeikyogi.jp/addictio n/gcc.html	平日(祝日、年末年 始除く) 9:00~20:00
	ギャンブル依存症予防回復支援セ ンター	専門のカウンセラ ーが対応	0120-683-705 http://www.gaprsc. or.jp/	年中無休、24時間
法律				
	法テラス	法的トラブルに関 する相談	0570-078374 https://www.hout erasu.or.jp/chi houjimusho/akita/ index.html	平日 9:00~21:00 土 9:00~17:00 (祝日除く)
	秋田弁護士会法律相談センター	法的トラブルに関 する相談	018-896-5599 予約受付(面接相 談のみ) https://akiben.jp/	平日(祝日除く) 9:00~17:00

	秋田県司法書士会総合相談センター	サラ金、クレジット等に関する相談	018-824-0055 (要予約) http://www.akita-shiho.or.jp/cons/index.html	平日(祝日除く) 9:00~17:00
消費生活				
	秋田県生活センター 北部消費生活相談室 南部消費生活相談室	多重債務や消費者トラブル等に関する相談	018-835-0999 0186-45-1040 0182-45-6104 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13423	平日(祝日、年末年始除く) 9:00~17:00
	市町村消費生活相談窓口	多重債務や消費者トラブル等に関する相談	各市町村	お問い合わせください
	秋田弁護士会サラ金・クレジット相談センター	多重債務、ヤミ金融問題等の相談	018-896-5599 予約受付(面接相談のみ) https://akiben.jp/consultation/debt.html	平日(祝日除く) 9:00~17:00 初回相談無料
	秋田なまはげの会	多重債務に関する相談	018-862-2253 http://namahage.lekumo.biz/	
生活福祉				
	特定非営利活動法人あきた結いネット	生活困窮者、ホームレス、障害者の生活支援、就労支援、身元保証等の相談	018-874-8897 https://akitayui.net.jimdo.com/	お問い合わせください
	県・市福祉事務所	生活困窮等に関する相談	各福祉事務所	平日(祝日除く) 8:30~17:00
	秋田県社会福祉協議会	生活・福祉に関する困りごと相談	018-864-2711 http://www.akita-kenshakyō.or.jp/	平日(祝日除く) 8:30~17:00
	市町村社会福祉協議会	生活・福祉に関する困りごと相談	各市町村社会福祉協議会	お問い合わせください
自殺				
	秋田いのちの電話	心の悩みと自殺に関する相談	018-865-4343 https://akita-inochi.net/	毎日 12:00~20:30

	蜘蛛の糸	倒産と自殺に関する相談	018-853-9759 https://www.kumonoito.info/	平日（祝日除く） 10:00～17:00
女性				
	秋田県女性相談所（女性ダイヤル相談）	女性が抱える悩みの相談（夫等からの暴力、離婚等）	018-835-9052 （相談専用） 0120-783-251 （DV緊急用） ※フリーダイヤルは、携帯電話・県外からのご利用はできません。	平日 8:30～21:00 土日祝 9:00～18:00 （12/29～1/3 除く）
	秋田県中央男女共同参画センター（ハーモニー相談室）	DV、夫婦、親子、男女関係等	018-836-7846	10:00～17:00 （日・祝日除く） ※土は電話相談のみ
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からのDV相談等	女性相談所・秋田県中央男女共同参画センター・各福祉事務所にお問い合わせください。	
子ども				
	北児童相談所 中央児童相談所 南児童相談所	18歳未満児童の育児、非行、虐待等に関する相談	0186-52-3956 018-862-7311 0182-32-0500 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13165	平日（祝日除く） 8:30～17:15

⑦ギャンブル等依存症の診療、回復支援プログラムを実施する医療機関

<診療及び回復支援プログラムを実施する医療機関>

医療機関名	住所	電話番号等
杉山病院	潟上市昭和大久保字北野出戸道脇4 1 番地	018-877-6141 https://www.sugiyama-hp.com/sugiyama-hospital/
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5 号	018-832-3203 http://kaisei.hello-net.info/
清和病院	秋田市柳田字石神5 9 番地	018-832-7667 http://sewa-hp.jp/

<診療を実施する医療機関>

医療機関名	住所	電話番号等
秋田赤十字病院 精神科	秋田市上北手猿田字苗代沢2 2 2 番地1	018-829-5000 http://www.akita-med.jrc.or.jp/
中通総合病院 精神科	秋田市南通みその町3 番1 5 号	018-833-1122 http://www.meiwakai.or.jp/nakadori/
さとう心療内科	大館市水門町2 - 1 3	0186-49-8123 http://shinryounaika.oodate.or.jp/
こころのクリニック	秋田市手形住吉町1 - 3 三愛会ビル2 階	018-874-7556 http://www.akitahigashi-hp.com/kokoro
サンメンタルクリニック	大仙市協和上淀川字中嶋3 3 番地	018-838-4862 https://keishinkai-akita.net/sunmental/

秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和3年3月

秋田県健康福祉部障害福祉課

〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1331

県障害福祉課ホームページ：

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13041>